

別紙

国自技第383号

平成15年3月31日

地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について

今般、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号、以下「特区法」という。）第3条第1項に基づいて構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）が定められ、同基本方針別表1において重量物輸送の特例措置として「重量物輸送効率化事業」が定められたところである。従前、基準緩和の認定については「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）により取り扱うこととしてきたが、特区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2．（6））に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づき申請された自動車の基準緩和の認定については本通達によることとしたので遺憾なきよう取り計らわれない。

第1 適用

「重量物輸送効率化事業」により道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第4条（車両総重量）の規定について基準緩和を受ける自動車について適用する。

第2 申請者等

- 1 構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定の申請は、特区基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって特区基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。
 - (1) 国、地方公共団体等の長から特区基準緩和の認定の申請を委任された者
 - (2) 法人の代表者から特区基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第3 申請書及び添付資料

- 1 特区基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の特区基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該特区基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定（「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日国自技第193号）を含む）の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車について特区基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての特区基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 特区基準緩和の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の特区基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

第4 審査等

- 1 地方運輸局長は、「重量物輸送効率化事業」に認定された特区において特区基準緩和の認定の申請があった場合には、道路管理者に対し申請日及び申請者名（連絡先含む）を文書で連絡するものとする。
- 2 地方運輸局長は、特区基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。
 - (1) 道路管理者からの特殊車両通行許可を受けることが確実である旨の文書連絡の有無
 - (2) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (3) 当該自動車の運行が道路交通に与える支障
 - (4) 運行経路及び搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
 - (5) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
 - (6) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

第5 条件等の付与

- 1 地方運輸局長は、第4による審査を行った場合は、特区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量（以下「特区最大積載量」という。）を定めるとともに、特区最大積載量と車両重量の合計として車両総重量（以下「特区車両総重量」という。）を定めるものとする。

なお、特区最大積載量は、軸重等が車両の構造・装置の限界を超えない範囲で保安基準第4条の2の基準を満たす重量とする。

また、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定めるものとする。

2 地方運輸局長は、第1の自動車の特区基準緩和の認定を行う場合は、次に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、条件又は制限以外の条件又は制限を付することができる。

1 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量、特区車両総重量、基準最大積載量、特区最大積載量をそれぞれ表示すること。

2 特区車両総重量で運行する場合は構造改革特別区域内に限る。

3 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を遵守すること。(92)

4 運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。(93)

3 地方運輸局長は、第1の自動車について、次の(1)または(2)に掲げる自動車ごとに、それぞれ(1)または(2)に定める期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車は、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日

(2) 現に登録を受けている自動車は、特区基準緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日

第6 特区基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第4の規定に基づいて審査した結果、特区基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第5に基づく条件等を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による特区基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 特区基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、次の例により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、次の例に掲げる順によるものとする。また、最大積載量は他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

項 目	表示の例
基準車両総重量	「重量27.80トン」
特区車両総重量	「特区重量35.80トン」

基準最大積載量	「最大積載量 20.00トン」
特区最大積載量	「特区最大積載量 28.00トン」

- 3 地方運輸局長は、第1項の特区基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付したうえ、特区基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第4の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは特区基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、特区基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第7 継続緩和の認定

- 1 第6第1項により特区基準緩和の認定を受けた者は、第5第2項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き特区基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第3第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の特区基準緩和認定申請書に別表1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第4の規定によるほか次に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること
事業用自動車にあつては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
自家用自動車にあつては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等
 - (2) 特例措置による今後の物品輸送計画が適切なものであること
当該物品の輸送頻度及び輸送期間
運行経路及び搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
今回の申請に係る物品輸送計画の前のそれとの相違
 - (3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2か年間における道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと
- 4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第6第1項の規定にかかわらず、第5第2項の条件等を付し、また、特区基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、特区基準緩和の認定を行い、第5号様式による特区基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることな

どの状況に応じて、期限を短縮することができる。

- 5 地方運輸局長は、前項の規定により、特区基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている特区基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

第8 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、特区基準緩和の認定を受けた自動車が道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は特区基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は特区基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。
- 2 特区基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る特区基準緩和の認定は失効するものとする。
 - (1) 当該自動車の登録がまっ消された場合
 - (2) 当該自動車の使用者が変更された場合
 - (3) 当該自動車の使用の本拠の位置が特区基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
 - (4) 第5第3項又は第7第4項の規定により付された特区基準緩和の認定の期限を経過している場合
- 3 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、特に第5第3項及び第7第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

附 則

(適用時期)

- 1 この特例措置は、平成15年4月1日以降の特区基準緩和の認定の申請から適用する。